

令和4年6月6日

報道機関各位

市川市福祉部
部長 立場 久美子

障害福祉サービス等の利用者負担上限月額の見直しについて

日頃より、本市福祉業務にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、障害福祉サービス等の利用者負担上限月額について、下記のとおり誤った認定を行っていたことが判明しましたので、ご報告申し上げます。
今後につきましては、千葉県、国と協議のうえ、対応してまいります。
市民のみなさまをはじめ、関係機関のみなさまにご迷惑をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことのないよう、再発防止に努めてまいります。

記

1 内 容

(1) 概要

障害福祉サービス等に関する一部利用者の負担上限月額の認定誤り
(現時点での該当者数は、令和3年度決定分で約110名となっており、金額につきましては現在精査中です。)

(2) 誤りについて

各事業の利用者に対し、市民税所得割額に応じた負担上限月額の認定を行う際、次の税額控除前の額で判定すべきところ、控除後の額で判定をしておりました。

- ・住宅借入金等特別税額控除
- ・寄附金税額控除

その結果、一部の利用者に対し、平成20年7月以降利用分の負担上限月額を、正しい額よりも低い額で認定していたものです。

(3) 対象となる事業

- ・介護給付、訓練等給付、特例介護給付、特例訓練等給付
- ・障害児通所給付、特例障害児通所給付
- ・自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）
- ・補装具

2 今後の対応

- ・該当者には文書にて通知し、令和4年7月利用分より訂正する予定です。
- ・令和4年6月以前利用分に対する負担は求めない考えであります。

【問合せ先】 市川市福祉部障がい者支援課
課長 渡辺 由美子
TEL : 047-712-8516
FAX : 047-712-8727